

令和7年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
鬼怒中央地区管水路対策工法検討業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局
利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条	令和7年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 鬼怒中央地区管水路対策工法検討業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「設計共通仕様書」という。）及び「地質・土質調査業務共通仕様書」（以下「調査共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
(目的) 第1-2条	本業務は、国営かんがい排水事業鬼怒中央地区で造成された唐桶幹線用水路の施設機能を回復するため、機能低下している区間を対象に対策工法の実施設計及び地質調査を行うものである。
(場所) 第1-3条	本業務において対象とする施設の場所は、栃木県宇都宮市氷室町地内で、別添位置図に示すとおりである。
(土地への立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、設計共通仕様書第1-16条及び調査共通仕様書第1-15条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 なお、現地立入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。
(低入札価格契約における第三者照査) 第1-5条	1 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「設計共通仕様書1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2) 関東農政局において、令和7・8年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。 (3) 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 設計共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ア 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある イ 人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

項 目	内 容
	第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者 4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 6 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録 設計共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たり第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 7 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。
（履行確実性評価の達成状況の確認） 第1-6条	本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。 ①審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ②審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④業務成果品のミス、不備等
（一般事項） 第1-7条	業務請負契約書、設計共通仕様書及び地質共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 （1）作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 （2）作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 （3）受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めた時は、速やかにこれに応じるものとする。

項 目	内 容											
(管理技術者) 第1-8条	(4) ボーリング及び土質等の調査位置は、別添施行位置図のとおりである。 なお、詳細については監督職員と現地立ち会いのうえ決定する。 (5) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 1 管理技術者は、設計共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、博士（当該業務に該当する学術部門）、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table> 2 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目										
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学										
	農業	農業土木 農業農村工学										
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木											
(照査技術者) 第1-9条	1 管理技術者は、設計共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、博士（当該業務に該当する学術部門）、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table> 2 設計共通仕様書第1-7条第4項でいう監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。 (1) 業務計画書作成時 (2) 第2回打合せ時 (3) 第3回打合せ時 (4) 第4回打合せ時 (5) 報告書原稿作成時 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目										
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学										
	農業	農業土木 農業農村工学										
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木											
(担当技術者) 第1-10条	1 担当技術者は、設計共通仕様書第1-8条によるものとする。 2 担当技術者は、地質・土質調査業務と合わせ行う場合にあっては、地質・土質調査部門の担当技術者を含むものとする。											
(配置技術者の確認) 第1-11条	設計共通仕様書第1-11条・調査共通仕様書第1-10条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第1-12条・調査共通仕様書第1-11条に基づく技術者情報の登録にあつ											

項 目	内 容									
(保険加入) 第1-12条	ては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。 受注者は、設計共通仕様書第1-37条・調査共通仕様書第1-38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。									
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>土地改良事業計画設計基準 「パイプライン」</td><td>農業農村工学会</td><td>令和3年6月</td></tr></table>	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	土地改良事業計画設計基準 「パイプライン」	農業農村工学会	令和3年6月			
名 称	発 行 所	制定(改訂)年月								
土地改良事業計画設計基準 「パイプライン」	農業農村工学会	令和3年6月								
(設計条件) 第2-2条	設計作業における設計条件は、次のとおりである。 (1) 設計流量 貸与資料による。 (2) 設計水位 貸与資料による。 (3) 構造諸元 貸与資料による。									
(参考図書) 第2-3条	設計作業の参考にする図書は、設計共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>発行所・監修</th><th>制定（発行）年月</th></tr><tr><td>農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【パイプライン編】（案）</td><td>農林水産業農村振興局整備部設計課 施工企画調整室</td><td>平成29年4月</td></tr><tr><td>農業水利施設保全補修ガイドブック2022</td><td>（一社）農業土木 事業協会</td><td>令和6年7月</td></tr></table>	名 称	発行所・監修	制定（発行）年月	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【パイプライン編】（案）	農林水産業農村振興局整備部設計課 施工企画調整室	平成29年4月	農業水利施設保全補修ガイドブック2022	（一社）農業土木 事業協会	令和6年7月
名 称	発行所・監修	制定（発行）年月								
農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【パイプライン編】（案）	農林水産業農村振興局整備部設計課 施工企画調整室	平成29年4月								
農業水利施設保全補修ガイドブック2022	（一社）農業土木 事業協会	令和6年7月								

項 目	内 容																										
(貸与資料等) 第2-4条	貸与資料は、次のとおりである。 <table><tr><th>分 類</th><th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr><tr><td rowspan="4">現況関係資料</td><td>鬼怒中央地区事業誌</td><td>1 部</td></tr><tr><td>鬼怒中央農業水利事業概要書</td><td>1 部</td></tr><tr><td>鬼怒中央農業水利事業唐桶幹線その 5 工事出来高図面</td><td>1 部</td></tr><tr><td>鬼怒中央地区土地改良財産台帳</td><td>1 部</td></tr><tr><td rowspan="6">業務報告書</td><td>昭和63年度鬼怒中央農業水利事業 唐桶幹線水路地質調査業務報告書（抜粋）</td><td>1 部</td></tr><tr><td>平成14年度広域基盤整備計画調査 鬼怒川地域施設機能診断調査業務報告書</td><td>1 部</td></tr><tr><td>平成15年度広域基盤整備計画調査 鬼怒川地域最適整備年次計画概定業務報告書</td><td>1 部</td></tr><tr><td>平成16年度広域基盤整備計画調査 鬼怒川地域最適整備年次計画概定業務報告書</td><td>1 部</td></tr><tr><td>平成22年度国営造成水利施設保全対策指導事業 鬼怒中央地区施設機能診断業務報告書</td><td>1 部</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	分 類	貸 与 資 料	数量	現況関係資料	鬼怒中央地区事業誌	1 部	鬼怒中央農業水利事業概要書	1 部	鬼怒中央農業水利事業唐桶幹線その 5 工事出来高図面	1 部	鬼怒中央地区土地改良財産台帳	1 部	業務報告書	昭和63年度鬼怒中央農業水利事業 唐桶幹線水路地質調査業務報告書（抜粋）	1 部	平成14年度広域基盤整備計画調査 鬼怒川地域施設機能診断調査業務報告書	1 部	平成15年度広域基盤整備計画調査 鬼怒川地域最適整備年次計画概定業務報告書	1 部	平成16年度広域基盤整備計画調査 鬼怒川地域最適整備年次計画概定業務報告書	1 部	平成22年度国営造成水利施設保全対策指導事業 鬼怒中央地区施設機能診断業務報告書	1 部			
分 類	貸 与 資 料	数量																									
現況関係資料	鬼怒中央地区事業誌	1 部																									
	鬼怒中央農業水利事業概要書	1 部																									
	鬼怒中央農業水利事業唐桶幹線その 5 工事出来高図面	1 部																									
	鬼怒中央地区土地改良財産台帳	1 部																									
業務報告書	昭和63年度鬼怒中央農業水利事業 唐桶幹線水路地質調査業務報告書（抜粋）	1 部																									
	平成14年度広域基盤整備計画調査 鬼怒川地域施設機能診断調査業務報告書	1 部																									
	平成15年度広域基盤整備計画調査 鬼怒川地域最適整備年次計画概定業務報告書	1 部																									
	平成16年度広域基盤整備計画調査 鬼怒川地域最適整備年次計画概定業務報告書	1 部																									
	平成22年度国営造成水利施設保全対策指導事業 鬼怒中央地区施設機能診断業務報告書	1 部																									
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第2-5条	第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 （１）参考資料及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 （２）参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と 協議するものとする。 （３）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。																										
(技術提案の履行) 第2-6条	技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第1-11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。 また、技術提案内容の履行にあたっては、業務完了時までには履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。																										
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙作業項目内訳表で示すものとする。 作業項目内訳表 <table><tr><th>作 業 項 目</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>管水路対策工法</td><td></td><td></td></tr><tr><td>（１）実施設計（対策工法検討）</td><td>L=141m</td><td>(別紙 1)</td></tr><tr><td>（２）地質調査</td><td>2箇所</td><td>(別紙 2)</td></tr><tr><td>（３）地質調査解析</td><td>一式</td><td>(別紙 3)</td></tr></table>	作 業 項 目	数 量	備 考	管水路対策工法			（１）実施設計（対策工法検討）	L=141m	(別紙 1)	（２）地質調査	2箇所	(別紙 2)	（３）地質調査解析	一式	(別紙 3)											
作 業 項 目	数 量	備 考																									
管水路対策工法																											
（１）実施設計（対策工法検討）	L=141m	(別紙 1)																									
（２）地質調査	2箇所	(別紙 2)																									
（３）地質調査解析	一式	(別紙 3)																									

項 目	内 容
(設計作業の留意点) 第3-2条	設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (3) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び 比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定 し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）、農業水利施設保全補修ガイドブック2024（（一社）農業土木事業協会発行）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 https://nn-techinfo.jpを参照。 ・農業水利施設保全補修ガイドブック2024については、 https://www.jagree.or.jp/publication/books/no9/ ・新技術情報システム（NETIS）は、 https://www.netis.mlit.go.jp/NETISを参照。 (6) 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 ・「工事工種の体系化」は http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。
(調査作業の留意点) 第3-3条	地質調査作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。 (1) ボーリング調査 ボーリング調査の調査方法は、調査共通仕様書第3-3条に基づくものとする。 (2) 標準貫入試験 標準貫入試験は、各ボーリング孔において地表1m地点より1m毎に実施するものとする。 なお、試験方法は、調査共通仕様書第5-3条に基づくものとする。 (3) 土質試験 採取した試料の土質試験は、特に定めがない限り調査共通仕様書第11-1条によるものとするが、詳細については、地盤材料試験法及び監督職員の指示による。 (4) ボーリング成果 ボーリング成果は、地質・土質調査共通仕様書第1-17条に基づき、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。 なお、検定の申込にあたり、地盤情報の公開・利用の可否について、発注者と協議を行うこととする。

項 目	内 容
(業務の成果品質確保対策) 第3-4条	契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。 (1) 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。 (2) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。 (3) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-5条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号リスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL[https://www.cryptrec.go.jp/list.html]）に記載する基準を用いて信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

項 目	内 容
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	(4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に、URL(https://depadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費、直接経費に含まれる。 設計共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 ※WEB 第2回 中間打合せ(基本条件整理段階) 第3回 中間打合せ(計画・設計段階) ※WEB 第4回 中間打合せ(細部設計段階) 最終回 報告書原稿作成段階 ※WEB 初回、第3回及び最終回はWEBによる打合せを想定しているが、第2回及び第4回は鬼怒中央土地改良区連合と合同で同改良区連合事務所(栃木県宇都宮市)において対面による打合せを想定している。 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立合いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は設計共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	成果物を設計共通仕様書第1章第1-17条・調査共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R等) 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく、「不開示情報」に該当する情報について、その箇所黒乗塗りにする措置を行い、電子媒体(CD-R等)により別途1部を提出するものとする。 (2) 成果物の出力 2部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 2部のうち1部は、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力とする。 なお、要約版を同部数出力すること。
(成果物の提出先) 第5-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸471-65 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。 (7) 対策工事实施のための申請資料等の作成が必要となった場合。 (8) 旅費交通費における宿泊費が確定した場合 (9) その他重要な変更が生じた場合。
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別紙1)

【作業項目内訳表】 実施設計（対策工法検討）

作業項目	作業内容	数量	備考
パイプライン			
1. 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。	L=141m	
2. 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	L=141m	
3. 設計計画		L=141m	
3-1 基本条件の検討	詳細実測資料に基づく水理構造条件を決定する。		
3-2 管種、管径の検討	管種、管径について詳細に比較し、決定する。	L=141m	
4. 水理検討			
4-1 定常水理解析	詳細水理計算を行う。（唐桶幹線全線の検討とする。）	L=3, 930m	
4-2 非定常水理解析	詳細水理計算を行う。（唐桶幹線全線の検討とする。）	L=3, 930m	
5. 構造計算	各実施断面について内外圧に対する詳細構造計算を行う。	L=141m	
6. 構造図作成	各タイプの構造詳細図及びスラストブロックと異形管構造詳細図等を作成する。	L=141m	
7. 附帯構造物	各構造物の詳細構造計算をして決定する	—	
8. 附帯施設構造図作成	構造一般図、構造詳細図、配筋図、鉄筋加工図を作成する。	—	
9. 平面縦断面図作成	詳細の平面縦断面図、管割図を作成する。	L=141m	
10. 土工図作成	施工法区分毎、土工数量等を記入した土工図を作成する。	L=141m	
11. 数量計算	土工、コンクリート、鉄筋、型枠、管、附帯工、仮設工材料等の詳細数量計算 をする。	L=141m	
12. 施工計画	工程計画、施工の順序、方法や主要仮設の施工計画等の詳細計画図を作成する。	1 式	
13. 特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	1 式	
14. 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	1 式	
15. 総合検討	上記作業について総合的に検討する。	1 式	
16. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	
17. 点検とりまとめ	水理構造計算、数量計算の点検、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	1 式	

(別紙2)

【作業項目内訳表】 地質調査

作業項目	規格等	数量	備考
1. 現地土質調査			
1-1 土質ボーリング	φ86、粘性土・シルト、ノンコア、1孔当たり5.0m	2箇所	
1-2 標準貫入試験	粘性土・シルト、1孔当たり5回	2箇所	
1-3 サンプルング	シンウォールサンプリング	2本	
2. 室内土質試験			
2-1 土粒子の密度試験		2試料	
2-2 土の含水比試験		2試料	
2-3 土の粒度試験	沈降分析（ふるい分析含）	2試料	
2-4 土の液性限界試験		2試料	
2-5 土の塑性限界試験		2試料	
2-6 土の湿潤密度試験		2試料	
2-7 土の一軸圧縮試験		2試料	
2-8 土の圧密試験		2試料	
3. 資料整理とりまとめ			
3-1 資料整理とりまとめ	一般調査	1業務	
3-2 断面図等の作成	一般調査	1業務	
4. 運搬			
4-1 ボーリング機材の運搬	ベーストラック 2t 積 2.0t 吊、4時間	一式	
4-2 現場内小運搬	特装車運搬（クローラ）、100m 以下、1.3t	一式	
5. 準備			
5-1 準備及び跡片付け		1業務	
5-2 調査孔閉塞		2箇所	
6. 足場仮設	平坦地足場、高さ0.3m 超	2箇所	

(別紙3)

【作業項目内訳表】 地質調査解析

作業項目	規格等	数量	備考
1. 既存資料の収集・現地調査		1 式	
2. 資料整理とりまとめ	解析等調査	1 式	
3. 断面図等の作成	解析等調査	1 式	
4. 総合解析とりまとめ	解析等調査	1 式	